

目黒区不登校対応指針

よりそう・つなげる・ささえる

目黒区教育委員会
令和8年3月

目黒区不登校対応指針 令和8年3月

第1章 はじめに

- 1 目黒区不登校対応指針策定の目的 P1
- 2 不登校の定義 P1

第2章 不登校の状況

- 1 不登校児童・生徒数の推移(過去6年間) P2
- 2 不登校について把握した事実 P3
- 3 学校内外の関係機関等の連携 P3

第3章 不登校対応における課題と取組

- 1 不登校対応における課題 P4
- 2 不登校対応における主な取組 P5

第4章 不登校対応の考え方

- 1 基本的な考え方 P6
- 2 基本的な指針 P7
- 3 不登校対応のポイント P8

第5章 不登校を生まないための対応

- 視点1 未然防止 P9
- 視点2 早期把握 P10

第6章 不登校児童・生徒への対応

- 視点3 個別対応 P11
- 視点4 学びの支援 P12
- 視点5 社会とつながる支援 P13

第7章 今後の不登校対応

- 1 今後の検討課題 P14~16
- 2 今後の取組 P17~18

第1章 はじめに

1 目黒区不登校対応指針策定の目的

- 近年、全国、東京都、目黒区において不登校児童・生徒の増加は喫緊の課題となっている。これまで取り組んできた不登校児童・生徒への支援を改めて見直し、目黒区としての支援の方向性を明確にし、より実効性の高い対策を検討する必要がある。



- 不登校児童・生徒への支援では、「児童・生徒が自ら主体的に考え、将来の社会的自立を目指す」ことが重要である。
- 不登校に至った背景は一人ひとり異なっていることから、児童・生徒だけでなく保護者や学校、関係機関等と連携してその実情を把握し、児童・生徒や保護者に寄り添いながら支援を行うことが必要である。



- こうしたことを踏まえ、目黒区教育委員会では、不登校対応指針を定め、誰一人取り残さない支援体制を構築していく。

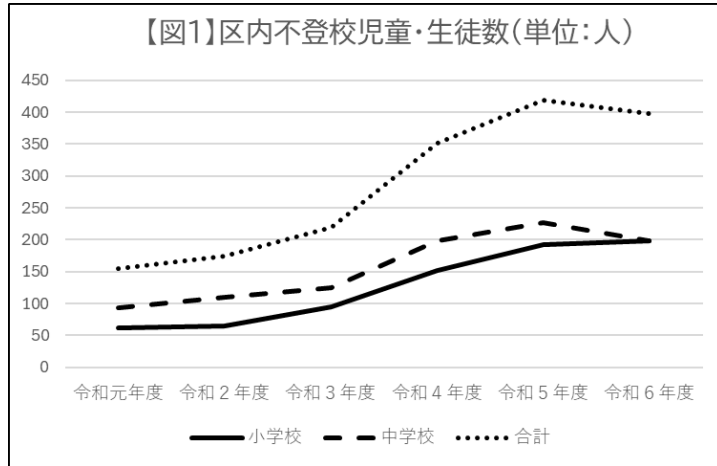
2 不登校の定義

年間30日以上欠席した児童生徒で、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「その他（家庭的な事情等）」による者を除く。）をいう。

【文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

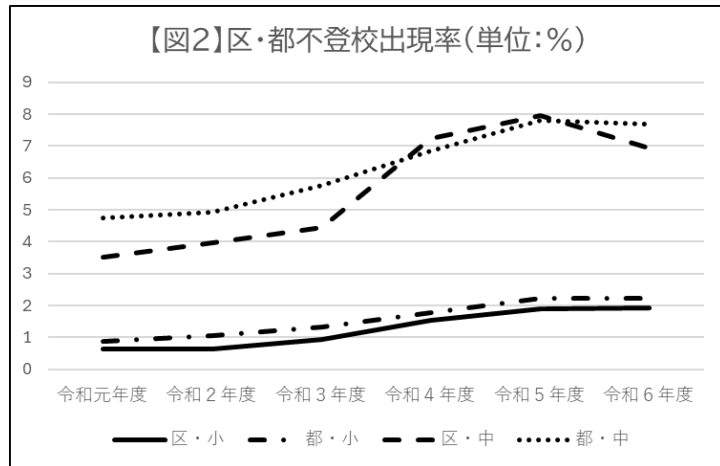
第2章 不登校の状況

1 不登校児童・生徒数の推移(過去6年間)



【図1】が示すとおり、この6年間で目黒区の不登校者数は、小学校で約3倍、中学校では約2.1倍となり、どちらも大きく増加している。

また、令和6年度は前年度と比較して中学校は減少、小学校は微増となっている。



【図2】が示すとおり、小学校は東京都の不登校出現率を下回っている。中学校では、令和4年度・5年度と東京都の不登校出現率を上回ったが、令和6年度は下回っている。

不登校児童・生徒数については全国や東京都と同様の増加傾向である。

目黒区立学校において「不登校」は喫緊の課題として対応していく必要がある。

2 不登校について把握した事実

- 不登校児童・生徒について「不登校について把握した事実(複数回答)」の上位5位は下表のとおりである。
- 不登校の背景は、複合的であり、児童・生徒本人も理由等がはっきりわからなかったり、時間の経過により状況が変わることもある。
- 背景を多面的に捉え、本人や保護者の気持ちに寄り添いながら具体的な支援を考えることが重要である。
(令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査より)

No.	小学校	中学校
1	学校生活にやる気が出ない等の相談	学校生活にやる気が出ない等の相談
2	不安・抑うつ等の相談	学力の不振に関する相談
3	いじめを除く友達関係の相談	不安・抑うつ等の相談
4	生活リズムの不調に関する相談	生活リズムの不調に関する相談
5	親子の関わり方に関する問題の相談や情報	いじめを除く友達関係の相談

3 学校内外の関係機関等との連携

- 学校内外の関係機関等と連携ができていない不登校児童・生徒は、全国・都と比較して少ない状況である。学校や関係機関等との連携を図りにくい事例では、不登校児童・生徒及び保護者が孤立しないようにすることが求められる。

第3章 不登校対応における課題と取組

1 不登校対応における課題

学校の主な課題

- 学校やクラスの雰囲気づくりなど、不登校のきっかけを生まないための教育活動の充実に向け、さらに工夫する必要がある。
- 登校はできるが教室に入ることが難しい児童・生徒が安心して過ごせる居場所を校内につくる必要がある。
- 保護者との面談等を通じて合意形成を十分に図りながら、一人ひとりの状況に応じた対応策を検討する必要がある。

教育委員会の主な課題

- 不登校児童・生徒の背景は多様化・複雑化していることから、目黒区として多様な学びの場を確保していく必要がある。
- 学習支援教室に通室している児童・生徒のうち小学生が増えている状況で、分室等誰もが通室しやすい環境をつくる必要がある。
- 外出ができない児童・生徒が社会との関わりがもてるような場の設定が必要である。
- 不登校児童・生徒をもつ「保護者」や「家族」が不安や焦りを感じたり孤立化したりしないための支援の方法を構築していく必要がある。

第3章 不登校対応における課題と取組

2 不登校対応における主な取組

学校の主な取組

- 教職員と児童・生徒、児童・生徒間の絆づくり
- 魅力と活力にあふれる学校・学級づくり
- 一人ひとりの状況の把握（長期欠席児童・生徒調査の個票作成）
- 校内支援体制の充実（スクールカウンセラーや養護教諭等の相談、ケース会議等）
- 校内別室の整備・活用

教育委員会の主な取組

- 不登校児童・生徒への理解を目的とした研修会の実施
- 都費及び区費のスクールカウンセラーの配置(各校2日以上の配置)
- 学習支援教室「めぐろエミール」の充実
- 教育相談員による教育相談、スクールソーシャルワーカーによる相談等の充実
- 不登校対応加配教員、不登校対応巡回教員の配置(中学校)
- 不登校児童・生徒の保護者向けガイドの配付
- 不登校児童・生徒をもつ保護者向け講演会等の実施

第4章 不登校対応の考え方

I 基本的な考え方

①「誰一人取り残さない」

どのような理由や背景があっても、大切な存在である子どもたちの成長を願い、一人ひとりの状況に寄り添いながら適切に対応していく。

よりそう

②「人や社会とつなげる」

不登校の状況となった児童・生徒自身や保護者が社会から孤立することがないように、人や社会とつながりを続けられるように手だてを講じる。

つなげる

③「社会的自立を促す」

不登校児童・生徒自身が将来の自分を見据え、何が必要か本人、保護者と共に考えながら社会的な自立ができるよう支える。

ささえる

2 基本的な指針

(1) 不登校は問題行動ではなく、どの児童・生徒にも起こり得ることであるという認識をもって対応する。

(2) 不登校になった背景は「一人ひとり違う」「多様な理由が重なり合っている」ことから、その実情を多角的に捉え、個別に対応していく。

(3) 児童・生徒が自らの進路を主体的に考え、将来豊かな人生を送れるよう社会的自立を目指せるための支援を行う。

(4) 多様な学びの場の確保や学び方の提供など児童・生徒の実態に合わせた「学びの保障」に努める。

(5) 児童・生徒及び保護者に寄り添い、学校内外の関係機関と連携・協力を図りながら、支援を行っていく。

(6) 新たな不登校を生まないために、「児童・生徒の居場所となり、安心して生活することができる、魅力ある学校」づくりを進める。

3 不登校対応のポイント

① 不登校児童・生徒の的確なアセスメント(過去・現在の実態把握)
② 不登校児童・生徒の思いに寄り添った一人ひとりの状況に応じた支援の実施
③ 不登校児童・生徒への継続的な支援のための校内体制の見直し
④ 不登校児童・生徒の学校内外の「居場所」の活用及び見直し
⑤ 不登校児童・生徒をもつ保護者・家庭への支援の充実
⑥ 異校種間での確実・的確な情報交換を通じた支援の継続
⑦ 中・長期的な不登校支援計画の作成・実施

第5章 不登校を生まないための対応

不登校を生まないための対応の視点

視点1 未然防止

視点2 早期把握

視点1 未然防止

新たな不登校を生まないための「未然防止策」を講じる。

魅力ある学校づくり

- 「学ぶ意欲」をもつことができる学習の実施
- 児童・生徒の絆を深めることができる学校の特色を生かした活動の実施

誰一人取り残さない 学習支援

- 学習用情報端末を活用したデジタルドリルの実施
- 放課後学習支援事業の実施

児童・生徒の状況の 確実な引継ぎ

- 学級編成時の学級担任間の情報交換の充実及び支援の継続
- 卒業・入学時の異校種間の情報交換の確実な実施と支援の継続

児童・生徒の状況の 把握

- スクールカウンセラーによる全員面談の実施(小5、中1)
- めぐる学校サポートセンターの教育相談事業の実施
- めぐるそうだんポストによる相談受付事業の実施

視点2 早期把握

不登校の状況が表れてきた児童・生徒を初期段階で気が付き、対応を始める。

児童・生徒の的確な
状況把握

- 「連続7日間以上の欠席児童・生徒」「年間13日以上欠席児童・生徒」の把握及び教育委員会への報告
- 気になっている児童・生徒と学級担任やスクールカウンセラーとの面談
- スクールカウンセラーによる全員面談の実施(小5、中1)
- 長期休業明け本人確認状況の把握及び教育委員会への報告
- スクールソーシャルワーカーの全校訪問

学校内外の関係機関
との連携・協力の模索

- 保護者、児童・生徒との三者面談・個人面談等の実施
- 早期発見時から学校内外の関係機関との連携の模索及び連絡
- 前籍校や前学年での状況を含めた児童・生徒の情報収集
- ケース会議での情報共有
- 地域の関係者との情報共有

第6章 不登校児童・生徒への対応

不登校児童・生徒への対応の視点

視点3 個別対応

視点4 学びの支援

視点5 社会とつながる支援

視点3 個別対応

不登校児童・生徒に対して、迅速かつ適切に具体的な対応を行う。
中期的・長期的な視野に立った具体的な対応を行う。

具体的な支援策の 検討・作成

- 児童・生徒の状況について、さらなる情報の収集（家庭状況、前年度までの状況等）
- 児童・生徒本人や保護者の思いや意向についての面談等での状況把握
- ケース会議で対応方法を協議
（「学びの支援（視点4）P12」「社会とつながる支援（視点5）P13」を含む）
- 具体的な支援の方向性や支援策の決定

中・長期的な視野に 立った継続的な連携

- 長期欠席児童・生徒調査（個票）の作成
- 不登校児童・生徒に対する中期的・長期的な視野に立った具体的な支援の実施
- ケース会議等で支援方法の見直しや修正
- 児童・生徒本人及び保護者との定期的な面談等の実施

視点4 学びの支援

不登校によって学びの機会や場が失われないよう、児童・生徒及び保護者と相談・連携しながら学びの保障を行う。

児童・生徒の 意向の把握

- 児童・生徒本人や保護者の学びについての思いや意向についての状況把握
- 学びの保障のために校内でできることの確認
→ デジタルドリル、オンラインでの授業参加、校内別室での学習、放課後等での学習等
- 関係機関でできることの確認
→ 学習支援教室「めぐろエミール」、フリースクール、Webサイトでの学習、VLP(※)等

支援方法の 決定・実施

- 児童・生徒本人や保護者に学びの保障方法についての提案
- 児童・生徒本人の意向を踏まえ、支援方法を決定及び実施
- 児童・生徒本人及び保護者との定期的な面談等の実施で状況把握
- 支援方法の見直し

視点5 社会とつながる支援

不登校によって児童・生徒及び保護者が孤立化することなく、社会とのつながりがもてるような具体的な対応を行う。

**児童・生徒の
意向の把握**

- 児童・生徒本人や保護者の学びについての思いや意向についての状況把握
- 学校内でつながるためにできることの確認
→ 養護教諭、スクールカウンセラー、担任以外の教職員等
- 関係機関でつながるためにできることの確認
→ スクールソーシャルワーカー、教育相談、病院・診療所、こども家庭センター

**支援方法の
決定・実施**

- 児童・生徒本人や保護者に社会につながる支援についての提案
→ 不登校の子をもつ保護者のための講演会等
- 児童・生徒本人の意向を踏まえ、支援方法を決定及び実施
- 児童・生徒本人及び保護者との定期的な面談等の実施で状況把握
- 支援方法の見直し

第7章 今後の不登校対応

Ⅰ 今後の検討課題

(1) 校内別室の整備

- 中学校における校内別室の成果や課題を踏まえ、小学校における整備に向け具体的な検討を進める。

(2) めぐるエミールの拡充

- 運営状況や利用状況を把握し、効果や課題を検証しながら、今後の学習支援教室の在り方や運営方法を検討する。
- 小学生の通室者が増加していることを踏まえ、不登校の低年齢化に伴う運営方法を見直し、「小学校低学年児童への学習支援の在り方」を検討していく。

(3) 不登校児童・生徒の保護者のための講演・交流の実施

- 保護者が孤立することなく、お互いの思いを共有して子どもの自立を促していけるよう、保護者の意向を踏まえながら講演会の実施、保護者や関係者同士の交流について検討していく。

(4) VLP (バーチャル・ラーニング・プラットフォーム) ※の導入

○自宅外に外出することが困難な児童・生徒を対象としたVLP (バーチャル・ラーニング・プラットフォーム) の導入に向け、調査・研究を行う。

(5) チャレンジクラス ※の設置

○近隣区における「チャレンジクラス」の現状について情報収集を行い、設置に向けた調査・研究を行う。

(6) 不登校対応巡回教員による支援の充実

○各校の「絆づくり」「居場所づくり」がさらに進むよう、教育委員会と不登校対応巡回教員との連携を進め、不登校生徒への支援を充実させる。
○生徒のニーズを踏まえ、各校の創意工夫を基に校内別室の整備や運用を行う。

(7) 教育相談体制の充実

○めぐろ学校サポートセンターで心理士による教育相談を実施している。
○現在「めぐろそだんポスト」、「来室相談」や「電話相談」を行っている。
○利用者のニーズを踏まえ、一層相談しやすい場となるよう体制を見直していく。

※最終シートに注記があります。

(8) スクールカウンセラー
派遣事業の充実

- 各校の相談件数や相談内容を踏まえ、各校に配置する東京都スクールカウンセラー、目黒区スクールカウンセラー、目黒区登録制スクールカウンセラーの人数を毎年見直していく。

(9) スクールソーシャルワーカー
派遣事業の充実

- スクールソーシャルワーカーをめぐる学校サポートセンターに配置し、中学校区で分担し相談を実施している。
- 福祉的な支援を図るため、学校や関係機関との連携をより一層深め、問題解決につながるようにする。

(10) メンタルフレンド派遣
事業の充実

- 児童・生徒の話し相手や登校時の付き添い等として、心理や教育を学んでいる大学生を家庭や学校に派遣する。
- 家庭や学校からの派遣要請に速やかに対応できるよう、メンタルフレンドの登録者を確保していく。

2 今後の取組 (めぐろ学校サポートセンターは令和8年度より中目黒スクエアで事業開始)

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
校内サポート	スクールカウンセラー派遣事業	全小学校、全中学校にスクールカウンセラーを配置				
	不登校対応巡回教員	不登校対応巡回教員が全中学校に巡回				
	校内別室	全中学校で校内別室を運用	→			
		一部小学校で実施	→ 拡充			→
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
校外サポート	学習支援教室めぐろエミール	サポートセンター内「めぐろエミール」「月光分室」「東根室外支援」を実施、拡充の検討				
	教育相談事業	「めぐろそうだんポスト」、「来室相談」や「電話相談」の実施、都のSNS等教育相談事業の活用				
	スクールソーシャルワーカー派遣事業	スクールソーシャルワーカーが中学校区ごとに担当し、学校からの要請で家庭や学校に派遣				
	VLP(※) (バーチャルラーニングプラットフォーム)	導入に向けた調査・研究				

「校外サポート」はめぐろ学校サポートセンターでの事業です。

※最終シートに注記があります。

第7章 今後の不登校対応

2 今後の取組

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
多様なサポート	チャレンジクラス(※)	設置に向けた調査・研究					
	保護者のための講演会・交流会	年間2回実施	年度ごとに実施回数を検討して実施				
	保護者のための不登校ガイド	年度ごとに内容を見直し、必要に応じて修正して保護者に配付					
	不登校対応マニュアル(教職員向け) 教員研修	改訂に向けた委員会での検討	改訂版を教職員に配付	年度ごとに内容を見直し、必要に応じて修正して教職員に配付			
		不登校対応に係る教員研修の実施					

注※	用語	説明
	VLP(P12、15、17)	VLP(バーチャルラーニングプラットフォーム)は3Dメタバース空間により構築されたバーチャル空間であり、PCやタブレットなどGIGA端末を通してアバターを操作し、コミュニケーションをとることができます。学校や外部機関等に外出が困難な児童・生徒が活用することを想定しています。
	チャレンジクラス(P15、18)	チャレンジクラスは、学びの多様化学校(不登校特例校)の東京都形態の一つであり、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、生徒の実態に応じた支援を行う学級のことです。正規の教員が配置され授業を行います。在籍前の年度より登校日数を増やすこと、学習内容の定着等を目指します。